

議案第 17 号

佐倉市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市行政組織条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

佐倉市長      西   田   三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市行政組織条例の一部を改正する条例

佐倉市行政組織条例（昭和 46 年佐倉市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号を次のように改める。

（3）財政部

第 3 条第 4 号を削る。

第 5 条を次のように改める。

（財政部の事務分掌）

第 5 条 財政部においては、次に掲げる事務をつかさどる。

（1）市の予算その他の財務に関すること。

（2）税務に関すること。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。